

優生保護法被害兵庫訴訟 大阪高裁判決に対する声明

本日、大阪高裁第10民事部（中垣内健治裁判長）は、国に対して優生保護法被害者である控訴人ら5名全員に総額4950万円の賠償を命じる判決を言い渡しました。

判決は、国が優生保護法に基づいて行った不妊手術や人工妊娠中絶は、憲法 13条、14条 1項に明らかに違反するものであり、国会議員の立法行為が違法であったと認めました。

そして、このような立法を行った国が、「除斥期間」の適用により賠償責任を免れることは、そもそも個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が容認していないとは明らかである、と断じました。

さらに、国が平成8年に優生条項等を削除し、一時金支給法を制定したとはいうものの、その後もいまだに、本件訴訟において優生条項の憲法違反を認めようとせず、除斥期間の適用を主張するなどしてその責任を否定し続けていることを指摘し、「被控訴人が優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、又は優生条項が憲法の規定に違反していることを最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時期から6か月を経過するまでの間は、除斥期間の経過による効果は発生しない」と判断しました。

私たちは、裁判所が、これまでの勝訴判決の内容よりもさらにふみこんで、国がいまだに責任を認めようとしない姿勢を糾弾し、人権の砦としての役割を果たしたことを、高く評価します。

司法の評価はこれで完全に固まったものといえます。

提訴から5年、兵庫の原告5人中2人が、今日の勝訴判決を聞かずに他界しています。高齢の被害者に、残された時間はありません。

岸田総理は、被害者に速やかに面談して謝罪すべきです。そして、国は、本判決に上告することなく、各地の訴訟に係るすべての上告と控訴を直ちに取下げ、司法解決を図るとともに、優生保護法問題の全面解決に向け、スタートを切るべきです。

国は、優生保護法が引きおこした問題を総括することを通じて、今なお根深く存在する障害のある人への偏見と差別的な諸制度の現実と向き合い、障害のある人に対する偏見と有害な慣行をなくすことを、国の義務として直に取り組むべきです。

優生保護法問題の解決は、人類史上類をみない人権侵害を見過ごし、黙認してきた私たち市民の課題でもあります。控訴人らを含む被害者と裁判の支援者、そして全国の障害のある仲間は、障害のある人を「不良」とし、個人としての尊厳を認めない能力主義・優生思想の社会を作り変えたいと願っています。私たちは、今日の判決がその歩みを大きく進めるものとなるよう、全力で取り組みを続けます。

優生保護法はなくなっても、「優生保護法問題」は終わっていないのです。

2023年3月23日

優生保護法被害兵庫訴訟原告一同

優生保護法被害兵庫弁護団

優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会